

著作権にまつわるトピック

2021年著作権法改正 と図書館サービス

2022年8月1日

公益社団法人日本図書館協会著作権委員会



このパンフレットは、クリエイティブ・コ
モンズ 表示 4.0 国際 パブリック・ライ
センスの下に提供されています。

2021 年著作権法改正について

2021 年 5 月 26 日、「著作権法の一部を改正する法律」が成立し、同年 6 月 2 日に令和 3 年法律第 52 号として公布された。本法律による改正事項 1. 図書館関係の権利制限規定の見直しの、①国立国会図書館による絶版等資料のインターネット送信については、2022 年 5 月 1 日から、2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化については、2022 年 1 月 1 日から、それぞれ施行されている。1. の②図書館等による図書館資料のメール送信等については、公布から 2 年以内で政令で定める日から施行されることとされている。

改正の概要

- ◆図書館サービスのデジタル化・ネットワーク化への対応は、従来からの課題であったが、新型コロナウイルス感染症の流行に伴う図書館の休館によってインターネットを通じた図書館資料へのアクセスのニーズが顕在化したこと等を背景に、デジタル・ネットワーク技術を活用した情報アクセスをより充実させるため、法改正された。

1. 図書館関係の権利制限規定の見直し

①国立国会図書館による絶版等資料の個人への送信（第 31 条第 4 項等関係）

- ・国立国会図書館が、絶版等資料（※）のデータを、図書館等だけでなく、直接利用者に対しても送信できるようにする。

（※）個人送信の場合は、絶版その他これに準ずる理由により入手困難な資料（絶版等資料）のうち、3 月以内に復刻等の予定があるものを除いたもの（特定絶版等資料）

②図書館等による図書館資料のメール送信等（第 31 条第 2 項等関係）

- ・図書館等が、現行の複写サービスに加え一定の条件の下、調査研究目的で、原則として著作物の一部分をメール等で送信できるようにする。その際、図書館等の設置者が権利者に補償金を支払う。

2. 放送番組のインターネット同時配信等に係る権利処理の円滑化

（第 34 条第 1 項等関係）

- ・同時配信のほか、追っかけ配信、一定期間の見逃し配信等について、放送と同様の円滑な権利処理を実現する。

著作権法の改正等に伴う、図書館実務での変化

① 国立国会図書館による絶版等資料の個人への送信

これまで公共図書館や大学図書館等に送信が限定されていた、国立国会図書館による絶版等資料（前頁 1①※参照）のデジタル化資料送信サービスについて、事前登録した利用者（ID・パスワードで管理）に対して、直接送信できるようになった。また、利用者は、国立国会図書館のウェブサイト上で資料を閲覧できるようになり、自分で利用するために必要な複製（プリントアウト）や、非営利・無料等の要件の下での公の伝達（ディスプレイ等を用いて公衆に見せること）が可能となった（※）。これを受けて、国立国会図書館は、「国立国会図書館のデジタル化資料の個人送信に関する合意文書」（2021年12月3日）に基づき、「個人向けデジタル化資料送信サービス」（略称：個人送信）を2022年5月19日から新たに開始した。なお、プリントアウト機能は2023年1月の提供開始が予定されている。

（※）事前登録した利用者であれば、営利を目的とせず、観衆から料金を徴収しない場合には、次のことができます。

- ・場所を問わず、100インチ以下のディスプレイを使ってデジタル化資料を見せること。
- ・司書・司書補等の著作権法全般の知識を有する職員が常駐する図書館や公民館等の公共施設において、ディスプレイ（大きさは問わない）を使ってデジタル化資料を見せること。

◆補足：図書館向けデジタル化送信サービスに係る部分の改正◆

従来の図書館送信に関する規定も改正され、送信された資料のプリントアウトについても、これまで「調査研究目的」で著作物の「一部分」を「一人につき一部」の提供とされていたが、「当該利用者が自ら利用するために必要と認められる限度において」、複製できることと改正された。また、図書館送信についても、図書館送信の参加館が端末等を用いて利用者に対して公の伝達ができることを明確にするための規定が新たに置かれた。なお、図書館送信の場合には、特にディスプレイの大きさに制約は設けられていない。

詳細はこちら↓

https://www.ndl.go.jp/jp/news/fy2021/220201_01.html



② 図書館等による図書館資料のメール送信等

国立国会図書館や公共図書館、大学図書館等が、権利者保護のための厳格な要件（※）の下で、利用者の調査研究の用に供するため、図書館資料を用いて、著作物

